

# 【工事・設計】令和7・8年度

## 妹背牛町競争入札参加資格審査申請手続きについて

### 1 基本的資格要件

妹背牛町が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- ア 政令第167条の4（第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により競争入札への参加を排除されている者
- イ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人都道府県民税、法人事業税）を滞納している者
- ウ 納税義務のある市区町村税（妹背牛町に納税義務がある場合は使用料等を含む。）を滞納している者
- エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者）である者

### 2 契約の種類による資格要件

#### （1）工事の請負契約

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- ア 令和7年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和7年1月1日の直前2年度（24月に満たない場合は5年度）の決算において、完成工事高を有していること。
- ウ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、それぞれの資格に対応する建設業の許可について、国土交通大臣又は都道府県知事が行うその経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けて、その結果総合評価値通知（総合評定値（P点）が記載されているもの）を有していること。
- エ 工事の請負契約のうち、次に示す種類についての競争入札参加資格者は、工事の種類に応じ、次に掲げる事項について行った審査の結果により算出した総合数値を勘案した上で、次に掲げる工事予定価格に対応する等級区分に格付けする。

(工事予定価格に応ずる等級区分)

種類 等級	土木工事	建築工事	電気工事	管工事
A	6,000万円以上	12,000万円以上	2,000万円以上	2,500万円以上
B	6,000万円未満 3,500万円以上	12,000万円未満 5,000万円以上	2,000万円未満 1,000万円以上	2,500万円未満 1,000万円以上
C	3,500万円未満	5,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満

## (2) 設計等に係る契約

設計（建築物・土木施設物）、測量、地質調査、技術資料作成等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を必要とする場合においては、当該許可、免許、登録等を受けている者であること。

イ 令和7年1月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和7年1月1日の直前1年間に、その事業に係る売上高を有していること。

## 3 資格要件の特例

中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該協同組合及び協業組合が次の各号のいずれかに該当するときは、「2」に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 協同組合のうち企業組合及び協業組合にあつては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

## 4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和7年度及び令和8年度の2年間とする。

## 5 資格の消滅

競争入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

(1) 政令第167条の4の規定により競争入札への参加を排除されたとき。

(2) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

(3) その他、「2」に定める資格要件のいずれかを欠くに至ったとき。ただし、資格要件が満たされたときは中間年で受付することができる。

## 6 資格審査申請の時期及び方法等

### (1) 申請の時期

ア 令和6年12月10日（火）から令和7年1月31日（金）までとする。

イ 共同企業体、協同組合及び協業組合に係る申請時期は、上記のほか当該共同企業体が結成されたとき又は協同組合及び協業組合が設立されたときとする。

ウ 特に町長が必要と認めた者に係る申請時期は、町長の指定する日とする。

### (2) 申請の方法

共同審査システムによる インターネット申請 とする。

利用申請受付先及び送信先：北海道市町村入札参加資格共同審査システム

(<https://www.hoctec.info>)

## 7 名称変更等に伴う資格審査の申請

(1) 競争入札参加資格者は、次の掲げる場合のいずれかに該当したときは、再度資格審査の申請をするものとする。又、競争入札参加資格者の営業を継承した者もまた同様とする。

ア 名称を変更した場合

イ 法人たる競争入札参加資格者がその組織を変更した場合

ウ 共同企業体、協同組合及び協業組合である競争入札参加資格者がその構成員（協同組合又は協業組合の場合は、競争入札参加資格たる組合員に限る。）を変更した場合